

II. 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

連結の範囲等に関する事項

当金庫には、子会社として「但陽ビジネスサービス株式会社」があります。同社は、その資産、経常利益、当期純利益及び利益剰余金等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しておりますが、自己資本比率告示(平成18年3月金融庁告示第21号)に基づき連結自己資本比率を算出する範囲に含めております。

子会社は、当金庫の現金精査並びに整理業務、現金自動預入払出機の現金装填・回収業務等を行っております。また、資金移動及び自己資本の移動にかかる制限等はございません。

なお、パーゼルⅢで求められている「連結」における2事業年度の開示事項のうち、「単体」と同一内容の開示については記述を省略し、その旨と単体の該当箇所(ページ)を表示しております。また、パーゼルⅢ第3の柱の開示において、単体と同様に「標準的手法」「国内基準」を採用し、連結自己資本比率を算出しております。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2018年度	2019年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,693	47,434
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,054	1,052
うち、利益剰余金の額	45,702	46,445
うち、外部流出予定額(△)	63	63
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	90	112
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	90	112
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	46,783	47,547
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	98	142
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	98	142
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	118	134
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	216	277
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	46,566	47,270
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	260,065	279,492
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 3,710	△ 3,695
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 3,710	△ 3,695
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,044	16,084
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額…(ニ)	276,110	295,576
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.86%	15.99%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2.定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2018年度		2019年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	260,065	10,402	279,492	11,179
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	252,788	10,111	267,118	10,684
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	1,199	47	1,431	57
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	46,752	1,870	47,058	1,882
法人等向け	56,024	2,240	61,051	2,442
中小企業等向け及び個人向け	71,838	2,873	72,754	2,910
抵当権付住宅ローン	12,201	488	11,751	470
不動産取得等事業向け	13,957	558	18,543	741
3ヵ月以上延滞等	880	35	699	27
取立未済手形	100	4	63	2
信用保証協会等による保証付	4,154	166	4,452	178
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,849	313	8,820	352
出資等のエクスポージャー	7,849	313	8,820	352
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	37,830	1,513	40,491	1,619
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー	11,701	468	11,677	467
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,438	137	3,438	137
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	988	39	2,776	111
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	21,701	868	22,599	903
②証券化エクスポージャー	54	2	32	1
証券化				
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	54	2	32	1
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	10,774	430	16,036	641
ルック・スルー方式	10,774	430	16,036	641
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,710	△148	△3,695	△147
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	158	6	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,044	641	16,084	643
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	276,110	11,044	295,576	11,823

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4% (自己資本比率規制における国内基準)

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分満たされているものを指します。

5. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6. 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。

7. 当金庫グループは「基礎的手法」によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

8. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国内	776,150	794,036	1,140	948	234,539	234,645	1,263	3,482	2,189	1,979
国外	27,985	39,594	-	-	27,985	39,594	-	-	-	-
地域別合計	804,136	833,631	1,140	948	262,524	274,240	1,263	3,482	2,189	1,979
製造業	38,729	39,137	162	104	9,221	9,019	-	-	69	52
農業、林業	355	400	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	139	177	-	-	-	-	-	-	45	42
鉱業、採石業、砂利採取業	12	14	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	26,569	29,269	48	36	400	1,101	-	-	167	97
電気・ガス・熱供給・水道業	5,060	7,084	-	-	5,018	7,025	-	-	-	-
情報通信業	2,474	3,439	-	-	2,117	3,016	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7,475	7,209	-	-	2,906	2,403	-	-	12	-
卸売業、小売業	20,801	20,955	96	69	2,504	2,506	-	-	12	19
金融業、保険業	250,854	254,302	142	124	22,518	18,116	-	-	53	44
不動産業	36,507	40,565	146	91	3,810	5,412	-	-	1,567	1,489
物品賃貸業	248	222	-	-	-	-	-	-	15	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,869	1,938	-	-	-	-	-	-	0	0
宿泊業	77	87	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	2,930	3,092	-	-	-	-	-	-	48	39
生活関連サービス業、娯楽業	4,732	5,140	38	43	-	-	-	-	1	0
教育、学習支援業	1,638	1,793	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	16,516	16,071	-	-	-	-	-	-	68	80
その他のサービス	9,142	10,165	459	452	500	889	-	-	87	77
国・地方公共団体等	223,387	220,562	-	-	187,420	184,212	-	-	-	-
個人	107,637	107,728	45	26	-	-	-	-	39	35
その他	46,973	64,272	-	-	26,104	40,536	1,263	3,482	-	-
業種別合計	804,136	833,631	1,140	948	262,524	274,240	1,263	3,482	2,189	1,979
1年以下	228,864	252,106	461	457	14,933	23,078	8	1		
1年超3年以下	94,560	125,907	95	67	53,559	81,559	81	429		
3年超5年以下	112,891	55,306	88	131	84,698	30,495	37	125		
5年超7年以下	48,468	56,515	252	209	24,043	26,096	38	869		
7年超10年以下	95,806	73,224	154	16	30,676	22,050	1,040	1,055		
10年超	182,914	209,366	87	66	53,159	75,888	56	8		
期間の定めのないもの	40,629	61,204	-	-	1,453	15,070	-	992		
残存期間別合計	804,136	833,631	1,140	948	262,524	274,240	1,263	3,482		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における開示内容と同一です。(P. 53)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単体における開示内容と同一です。(P.54)

二. リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2018年度		2019年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	2,635	231,985	2,332	230,281
10%	—	33,265	—	33,112
20%	14,645	223,387	11,156	227,033
35%	—	35,059	—	33,766
50%	78,263	1,545	82,716	1,494
75%	—	56,161	—	56,434
100%	5,321	93,846	8,218	100,765
150%	—	318	—	58
250%	—	2,207	—	3,317
1,250%	—	—	—	—
その他	—	25,855	—	39,870
合計	804,498		830,559	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.55)

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.55)

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.56)

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.56～57)

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.57)

(8) 金利リスクに関する事項

単体における開示内容と同一です。(P.57)

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

【基礎的手法による算出】

(単位:百万円)

	2018年度	2019年度
オペレーショナル・リスク相当額	1,283	1,286
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	16,044	16,084

(注) 「基礎的手法」を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3か年の平均値です。